



vol.26

駒場かかしプロジェクト
実行委員会委員長

まつもとくにお
松本國男 さん

目黒の片隅にある、
駒場のかかしの存在を
知ってほしい



プロフィール

昭和62年、駒場住区住民会議に入会。平成26年にかかしコンクール実行委員会委員長に就任して以来、かかしコンクールに30年以上携わる。

ケルネル田んぼの存続の一役を担ったかかし

駒場野公園内にあるケルネル田んぼは、農業研究に用いられた日本で最初の試験田です。毎年、この田んぼでオリジナルのかかしを展示する、かかしコンクールが開催されています。主催する駒場かかしプロジェクト実行委員会委員長の松本さんに、コンクールが始まったきっかけを伺いました。「昭和50年代、現在の駒場野公園にあった東京教育大学(現在は筑波大学)が移転し、跡地の利用を検討している中に、周囲の道路事情の改善のため、ケルネル田んぼの場所に道路を整備する案が出されました。そんな中、田んぼを守るべく立ち上がったのが駒場住区住民会議です。田んぼ存続のために地域住民の目を向けてもらう手段として、かかしを置いてみたらどうかというのがコンクールを始めたきっかけと聞いています」。



▲昨年のかかしコンクールの様子。工夫を凝らしたユニークなかかしが田んぼに並ぶ

30年以上、ずっとかかしに携わっています

「駒場住区住民会議の当時の会長に誘われ、かかしコンクールを運営していた、住区住民会議のまちづくり部会に入りました。しかしその後、部員が増えず、平成26年に、廃部に直面したことを機に、コンクール実行委員会を立ち上げ、私が委員長に就いたんです。それまで、かかしは、好きでも嫌いでもなかったんですが、だんだん没頭するようになりました。入部以来36年、体調不良の時期もありましたが、ずっとかかしに携わってきました」と笑う松本さん。「区内にはここ以外に田んぼがなく、かかしを見たこともなく、知らないかたが多いため、コンクールの参加やかかしづくりをお願いするのが、なかなか難しい。次の世代にどうつなげるかが、今後の課題です」。

かかしをもっと知っていただきたい

令和4年度40回目の開催を迎えたコンクールが、コロナの影響で中止になるなど、さらにコンクールの継続が難しくなると話す松本さん。「かかしコンクールには伝統があり、参加団体も区内全域、世田谷区、さらには群馬県や金沢市からの参加もありました。コンクールをなんとしても残したいと昨年、区に相談したところ、サポート継続の提案をいただき、かかしの展示は続けられることになりました」。

最後に区民へのメッセージをお願いすると、「昨年、多くのかたに親しまれたかかしコンクールの名称を改め、かかしを制作・出展してくださる皆さんへの感謝の意を込めて、『かかし感謝会』と名称を変更しました。ケルネル田んぼは目黒の片隅にありますが、あぜ道にズラリと並ぶ個性豊かなかかしたちを稲穂が垂れる秋の時期に、ぜひ見に来てもらえるとうれしいです。また、ホームページでは過去の様子などを紹介していますので、みていただくと幸いです」。

かかしの
展示

9月24日(日)～10月29日(日)に、かかしを展示しますが、リアル見学会(右記)を除き、田んぼの敷地内に入ることができません。ぜひリアル見学会にお越しください。

リアル見学会

時 9月30日(土)・10月1日(日) 10:00～16:00
場 駒場野公園ケルネル田んぼ(駒場2-19-70)



◀かかし感謝会の
詳細はこちら

⚠ こんな手口に要注意!

高齢者を狙う悪質商法

9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です。高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。悪質業者は、さまざまな手口であなたの貴重な財産を狙っています。この機会に改めて対策方法を知り、備えましょう。

問消費生活センター(☎3711-1133、📠3711-5297)



困ったときは、消費生活センターへ

相談専用電話 ☎3711-1140(月～金曜日9:30～16:30
<祝・休日を除く>。受け付けは16:00まで)
場 目黒2-4-36 区民センター内

出張講座をご利用ください

消費生活相談員が、悪質商法の手口や見守りのポイントなどをテーマにお話しする出張講座があります。5人以上のグループで申し込みください。

事例1 点検商法

「無料で点検する」と言い、突然訪問した後、「今すぐ工事・交換をしないと大変」などと不安をあり、高額な工事の契約をせまる悪質商法です。

対策方法

- ☐ 無料でもその場で安易に依頼しない
- ☐ 見知らぬ業者などには注意する
- ☐ 少しでもおかしいと思ったら相談する

過去の被害例

- ・屋根工事 ・床下換気扇 ・給湯器
- ・シロアリ駆除 ・浄水器 ほか

⚠ 上記以外にも注意が必要です

無料で点検しますよ



事例2 通信販売トラブル・定期購入

「お試し価格」という広告を見て商品を購入すると、実は定期購入が条件になっている手口です。

対策方法

- ☐ 定期購入が条件になっていないかなど、事前によく確認する
- ☐ 返品ができない条件の商品もあります。返品できるかどうかを事前に確認しましょう(返品について定めがない場合のみ、受け取り日を含め8日以内であれば、送料負担で返品可)



事例3 水回り修理トラブル

トイレが詰まったことに慌てて、インターネットで修理業者を検索。上位に出てきたサイトで依頼した結果、高額な料金を請求される事例が多くあります。

対策方法

- ☐ 賃貸住宅のかたは、まずは大家または管理会社へ連絡
- ☐ 慌てて検索上位に出てくる業者に依頼せず、日頃から信頼できる事業者を探しておく
- ☐ 総合設備メンテナンスセンター(☎0120-850-195)への依頼も検討する(コード①)

